

10. スイス (C H)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
10 ス イ ス (C H)	1	Patentschrift 特許発明明細書	独 語 仏 語 伊 語		1919 ~ 1993	80000 ~ 683054	155701 ~ 155800 213010 ~ 213200 253401 ~ 253600 313366 ~ 313490 401401 615001 ~ 615063	番 号 順
	2	Patentschrift 特許発明明細書			1979 ~ 1993	368844 ~ 681844		番 号 順
	3	Erfindungspatente 特許公報	独 語 仏 語 伊 語	月 2 回	1923 ~ 1961	100634 ~ 359419		発行日順
	4	Muster und Modelle 特許意匠公示公報	独 語 仏 語 伊 語	月 2 回	1962 ~ 1975	(特許) 359420 ~ 572700 (意匠) 98132 ~ 108131		発行日順

概 要	備 考
<p>1. フロントページ 書誌的事項、発明の名称、発明の要約及び主要図面</p> <p>2. 次ページ以降 クレーム、明細書及び図面。 但し、公告、審査特許に関しては調査報告書が掲載されている。</p> <p>3. 無審査特許と審査特許（公告）の特許番号は一連の特許（公告）番号が付されている。</p> <p>4. 審査されるものに関しては公告番号の末尾に「G」マークが付されている。 （備考4(2)参照）</p> <p>5. 公告、審査特許及び無審査特許明細書の識別。 (1) 公告明細書 当館では特許になったものに関しては同明細書に余白に「__は__年 vol__に有ります」旨の指示印を押印。 （ただし、1985年発行分迄で、1986年以後に特許になったものについては上の指示印はないので、特許索引又は特許公告の番号リストで検索する必要あり） なお、識別コード「A3」が付されている。</p> <p>(2) 審査特許 識別コード「B5」が付されている。</p> <p>(3) 無審査特許 識別コード「A5」が付されている。</p> <p>6. 使用言語は、独、仏、伊語を単独に使用。</p>	<p>1. 特許の種類 (1) 発明特許（審査、無審査） (2) 追加特許 （但し、1978年1月1日をもって廃止） なお、(2)は当館では受け入れていない。</p> <p>2. 存続期間 (1) 1 - (1)...出願日から20年</p> <p>3. 無審査 発明に関する出願はすべて様式、特許性、単一性についてのみ審査される。公報発行日 = 特許付与日</p> <p>4. 審査 次の2種類の発明に関してのみその新規性及び進歩性について審査が行われる。 (1) あらゆる種類の原料繊維又は加工繊維の改良に関する純機械的方法により得られる製品の発明、又はその方法の発明。ただし繊維産業に関連する発明に限る。 (2) 時計産業に関する発明 なお、これらの発明に関する新規性は、スイスの国内外を問わず絶対的新規性が要求される。 また、審査特許に限り公告、異議申立（公告日から3ヶ月以内）制度あり。</p> <p>5. 実施義務 特許日から3年以内又は出願から4年の遅い方</p> <p>6. 特許分類 (1) 1959年以前は旧分類（1～129分類）を使用 (2) 1959年以後は（特許第335501号から）新分類（1～89分類）を使用 (3) 1969年中期からIPCのみを使用</p> <p>7. 1981年以前は「EXPOSE D'INVENTION」と表示されていた。</p>
<p>1. 一般事項 (1) 明細書発行状況 (2) 分類関係 (3) 公報類蔵書状況</p> <p>2. 特許権の登録、変更関係 (1) 特許権譲渡 (2) 実施許諾 (3) 担保権 (4) 代理人の変更等 (5) 消滅特許索引 (6) 回復特許索引</p>	<p>1. 1962年以降は、特許意匠公示公報（整理番号3）へ継続</p> <p>2. 使用言語は、各語単独に使用</p>
<p>1. 公示公報（ ） 特許庁の一般告示、国際条約、統計等</p> <p>2. 特許公報（ ） (1) 分類別目次 (2) 特許番号順目次 (3) 訂正、名称変更、権利消滅リスト等 (4) 特許索引</p>	<p>1976年以降は特許公報（整理番号4） 意匠公報（整理番号6）及び公示公報（整理番号8）と分冊され継続</p>

10. スイス (CH)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
10 ス イ ス (CH)								
	5	Erfindungspatente 特許公報	独 語 仏 語 伊 語	月 2 回	1976 ~	572701 ~		発行日順
	6	Muster und Modelle 意匠公報	独 語 仏 語 伊 語	月 2 回	1923 ~ 1961	35640 ~ 98131		発行日順
	7	Muster und Modelle 意匠公報	独 語 仏 語 伊 語	月 2 回	1976 ~	108132 ~	1981	発行日順

概 要	備 考
<p>3．意匠公報（ ）</p> <p>(1) 意匠寄託登録番号順目次</p> <p>(2) 腕時計のひな型</p> <p>(3) 存続期間延長目次 （意匠寄託登録番号 延長時間、権利者等）</p>	
<p>一般事項 記号の説明</p> <p>(1) 権利範囲（地域） G 公告</p> <p>(2) 特許文献販売先（公報） Z n 拒絶 商標 " (") Z z 取下</p> <p>(3) I N I Dコード表 E p ヨーロッパ</p> <p>(4) その他の標記 特許</p> <p>リスト表</p> <p>1．出願公告目次（分類順）</p> <p>2．国内特許関係</p> <p>2.1 審査特許リスト（分類順）</p> <p>2.2 審査特許リスト（番号順）</p> <p>2.3 無 " （分類順）</p> <p>3．スイスを指定国とするE P O出願</p> <p>3.1 分類別リスト</p> <p>3.2 番号順 "</p> <p>4．アルファベット順人名索引</p> <p>5．拒絶リスト</p> <p>6．削 除</p> <p>6.1 国内特許（特許番号 分類）</p> <p>6.2 E P O特許（ " ）</p> <p>7．変 更</p> <p>7.1 移 転</p> <p>7.2 質 権</p> <p>7.3</p> <p>7.4 実施権設定</p> <p>7.5 実施権消滅</p> <p>7.6 代理人変更</p> <p>7.7</p> <p>7.8 消滅による変更</p> <p>8．上訴による決定</p> <p>9．補 正</p> <p>W I P O加盟国略称</p>	
<p>1．意匠寄託登録目次（登録番号、登録日、意匠に係る物品の名称、権利者、代理人、条約出願にもとづく場合は優先権主張日）</p> <p>2．権利譲渡、更新等</p> <p>3．寄託意匠見本</p> <p>4．存続期間の変更及び期間延長目次</p>	<p>1962年以降は特許意匠公示公報（整理番号3）へ継続</p>
<p>1．一般事項 （国内、国際寄託意匠の概要）</p> <p>2．意匠寄託登録番号順目次（EG 3L/FG 3Q） （分類、権利者等）</p> <p>3．腕時計のひな型見本（ " ）</p>	<p>1．存続期間H 出願日から5年。 但し、5年毎に2回で最長15年まで延長可能</p> <p>2．秘密意匠制度も採用している。</p> <p>3．国際意匠分類を採用。</p>

10. スイス (CH)

国名	国別 整理 番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
10 ス イ ス (C H)								
	8	Fabrik und Handelsmarken 商標公報	独 語 仏 語 伊 語	月 2 回	1923 ~ 1983	54231 ~ 323469	1958	発行日順
	9	Allgemeines 公示公報	独 語 仏 語 伊 語	月 1 回	1975 ~			発行日順
	10	Jahres-Katalog (der Erfindungs-Patente und der Muster und Modelle) 特許意匠索引	独 語 仏 語		1923 ~		1939 ~ 1940	年 別

概 要	備 考
4．存続期間の延長リスト（3L/ND 3Q） 5．登録意匠取消リスト（3L/MZ 3Q） 6．権利移転リスト（3L/PC 3Q） 7．代理人変更リスト（3L/TC 3Q） 8．補正（3L/TH 3Q） 9．訂正（3L/TK 3Q） 10．アルファベット順権利者名索引 11．地図（F G 3 Y）	4．先出願無審査登録制度採用
1．一般事項 2．登録番号順商標見本 3．各種変更リスト (1) 商標権移転リスト (2) 商号変更リスト (3) 住所及び名称変更リスト (4) 商標権一部移転リスト (5) 住所変更リスト (6) 商標権の制限に関するリスト (7) 訂正リスト (8) 商標権取消リスト	1．存続期間 出願日から10年。 但し、10年毎に更新できる。 2．国際商品分類（1～34分類）を使用。 3．5年連続不使用の場合は取消することができる。
1．一般的案内 2．法規関係 3．各種統計	
1．一般事項 (1) INIDコードの説明 (2) 記号の説明 E p ヨーロッパ特許 G 公告 L 実施権 N 権利移転 u 表示変更 主分類を示す 2．国際特許分類表 3．特許索引 (1) 公告番号順分類索引（公告番号 分類） (2) 特許番号順分類索引（特許番号 分類） (3) ヨーロッパ特許番号順分類索引 （特許番号 分類） なお、スイス及びリヒテンシュタインを指定国 にした場合に限る。 (4) 分類別索引 （分類 公告、特許及びヨーロッパ特許番号、 発明の名称） (5) アルファベット順人名索引 （出願人、権利者（含む、ヨーロッパ特許権利 者） 公告、特許及びヨーロッパ特許番号、分類） 4．意匠索引 (1) 国際意匠分類表 (2) 登録番号順分類索引（登録番号 分類）	

10. スイス (CH)

国名	国別 整理 番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
10 ス イ ス (C H)								
	11	Classification des Inventions 特許分類表	独 語 仏 語	不 定	1908			年 別
	12	Marken-Jahres-Sammlung 商標人名索引	独 語 仏 語	年 刊	1923 ~		1974	年 別

概 要	備 考
(3) 分類別登録番号索引 (分類 登録番号、意匠に係る物品) (4) アルファベット順権利者名索引 (権利者 登録番号、分類)	
発明の対象となるものを各類(1～129分類)別に細種目まで示す。	1. 使用言語は、両国語を併記。 2. 1959年以降は、ドイツ分類を使用している。
1. 一般事項 2. アルファベット順権利者名索引 (権利者 登録番号、都市名) 3. 権利の消滅リスト (登録番号 公報の発行頁) 4. 商標に関する統計 (1) 分類別登録件数 (2) 各国別登録件数 5. 国際商品分類の説明 注) 記号の説明 T = Uebertragung.....譲渡により権利が移転したもの M = Übrige Aenderung.....商標権者の住所、氏名等に変更があったもの R = Rectification.....商標登録原簿に登録された事項を訂正したもの	商標公報と合本製本している。